

平成 30 年度（2018 年度）NGO・外務省定期協議会
「第 3 回連携推進委員会」
議事次第

日 時：2019 年 3 月 7 日（木）14:00～16:00

場 所：（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン事務所 会議室

司 会：熱田 典子（特活）関西 NGO 協議会 副代表理事

田原 光児 外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

時間になりましたので、ただいまより平成 30 年 NGO・外務省定期協議会、第 3 回連携推進委員会を始めさせて頂きたいと思っております。本日は足元が悪い中、こちらワールド・ビジョン・ジャパンさんの会場をお借りいたしまして開催をしたいと思います。お越しいただきまして、皆様ありがとうございます。僭越ながら司会を務めさせて頂きます、関西 NGO 協議会の副代表をさせて頂いています熱田典子と申します。どうぞよろしくお願い致します。冒頭です、以下 3 点につき、皆様にご案内を致したいと思います。会議の内容は逐語で作成いたしまして後日外務省のホームページの方に掲載されます。二番目、発言者は最初に氏名と所属を言ってください。三番目、発言は出来るだけ簡潔にお願いしたいと思います。それでは、マイクを外務省側の方にお渡ししたいと思います。

○田原光児（外務省国際協力局民間援助連携室 首席事務官）：

外務省側で司会を務めさせて頂きます、外務省民間援助連携室の田原と申します。よろしくお願い致します。まず冒頭、外務省側から鈴木憲和外務大臣政務官にご挨拶頂きたいと思っております。それではどうぞよろしくお願い致します。

1. 冒頭挨拶

○鈴木憲和（外務省大臣政務官）

どうも改めまして、皆様こんにちは。今日はこの第 3 回の連携推進委員会に私も出席させて頂き、ありがとうございます。今回、こうやって皆さんのホームに来させて頂いて本当に嬉しく思っています。私も昨年みなさんとお会いして以来、海外に行く度に本当に現地で NGO の皆さんが顔の見える形で活動されていることが、日本の国に対する信頼にもなっているなど強く感じます。そうした活動を現場の皆さんができる限り活動しやすいように、当然財政的な制約等ありますけれども、体制を整えていくのが、私たち外務省の役割であると思っておりますので、今日もいい意見交換をさせていただければと思います。特に、昨年以來議論になっております日本 NGO 連携無償資金協力事業の一般管理費の再拡充の課題について

ては、今財務省と協議していると思いますが、できる限り前向きな方向で良いご報告が今後できるようにさせて頂きたいと思っていますし、その件について室長から後でお話があるかと思っています。また、今年1月に UNHCR のクレメンツ副高等弁務官とお会いする機会がありまして、その際にも、NGO の皆さんと連携を一層深めて頂きたいという話を、私の方からもさせて頂いております。IP 契約の推進や安全面の対策を国際機関としても対応頂きたいというお願いもさせて頂いています。これからも皆さんと一緒に、外務省一同です、世界が、少しでもいい社会が実現するように、努力をしていきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願い申し上げてご挨拶とさせて頂きます。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

鈴木外務大臣政務官、どうもご挨拶ありがとうございます。それでは、NGO 側の挨拶を GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会の堀江さんの方からお願いいたします。

●堀江良彰（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会 連携推進委員）

GII/IDI I に関する外務省/NGO 懇談会 連携推進委員の堀江と申します。今回の連携推進委員会はワールド・ビジョン・ジャパン事務所をお借りして開催します。外務省と NGO が対等な関係で議論するという場である連携推進委員会であるので、毎回外務省という場ではなくて年1回くらいはこの NGO の事務所で行うというのも、その趣旨に鑑みても良いことではないかというように思っております。外務省の方には、お忙しい中わざわざ足をお運びいただくことになっておりますけれども、本日は鈴木外務大臣政務官をはじめ、紀谷参事官、そして民連室からは佐藤室長をはじめ多数の職員の方がご参加くださり、ありがとうございます。大臣政務官にもお越しいただき、大変ありがたいことだと思います。本日は、報告事項1点と協議事項6点と非常に盛りだくさんな内容になっております。いずれも連携という観点からは、重要な課題だと思っております。活発な議論がなされて、NGO と外務省の連携強化につながることを期待しております。よろしくお願いいたします。

○田原光児（外務省国際協力局民間援助連携室 首席事務官）：

それでは、アジェンダの報告事項に移らせて頂きます。まず外務省側から日本 NGO 連携無償資金協力事業における一般管理費の再拡充について、佐藤民間援助連携室長からお願いいたします。

2. 報告事項

(1) 日本 NGO 連携無償資金協力事業における一般管理費の再拡充

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

民間援助連携室の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。まず、ワールド・ビジョ

ン・ジャパンの方にお礼を申し上げます。きれいな場所をお貸しいただき、ありがとうございます。昨日は NGO-JICA 協議会があってですね、参加された方もたくさんいらっしゃったと思うのですが、JICA と NGO の協議会の第 4 回なので、しきりに平成最後の JICA と NGO の協議会という言い方をされていてですね、これも平成最後の連携推進委員会であるわけですが、私としてはですね、昭和の時代はさらに遠くなってしまおうということで、あまり平成最後のという言葉を使いたくないんですけれども、今年度最後の連携推進委員会ということで、皆様の非常に関心の高い一般管理費について、我々の方から説明すべきであろうということで議題としてあげさせて頂きました。政務官からお話もありましたが、政府の部内で、今まさに一生懸命やっている、関係の省庁と話し合いを続けている最中です。その細かいところについては、今お話しできる状況ではないですけれども、資料の中につけさせて頂きました有識者懇談会ですね、提言があります。その有識者懇談会の提言の 7 ページを見て頂きたいと思います。有識者懇談会の提言 3 のところでですね、NGO の財政基盤強化・一般管理費の拡充ということが書いてありますけれども、その第 2 パラグラフのところの一番最初の行のなんですけれども、これらの観点からと書いてあるところですが、体制強化を目指す意思のある NGO に対する日本 NGO 連携無償資金事業等における一般管理費の引き上げは喫緊の政策課題であるということで、その前段のところ体制の強化を目指す意思のある NGO と書いてあります。もちろん皆さんも財政基盤を安定させたい、もっとたくさんの事業をやりたいと思われている方がたくさんだと思います。我々としても日本の NGO に巣立っていただいて、国際的なプレゼンスを高めて頂きたい、国際的な発言力を持って頂きたいと思っておりますので、そうした意思を持つ団体に一般管理費を上げるべきだと思います。この方向で我々も検討しております。さらにそこから 2、3 行読みますと、15%を一つの目安として引き上げを検討するべきであるという言い方がしてあります。すべての団体に一律に 15%をあげる形にはならないのかなと今のところ考えております。一つの目安として引き上げを検討するべきです。さらに重要なのは、引き上げによる成果については事後的に妥当性を検証するべきということはこの提言の中でも言われています。1%でも 2%でも NGO の管理費として入ってくるわけですから、それが入ったからにはですね、それで一体どうなったのかということを事後的にしっかりと示していかなければならない。今までと同じような感じで事業を繰り返して、ただただ一般管理費が上がりましたとだけではないということですね。それをどう検証していくのかというところの制度づくりを今一生懸命やっているところです。我々としたしましては、政府内で話し合いを終えて来年度の 4 月 1 日から運用をしたいと考えております。そこに向かって作業を進めているということです。以上が私からの報告になります。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

佐藤室長、ありがとうございました。本件に関しまして、NGO 側から何かご質問等ございませんでしょうか。

●白幡利雄（AMDA 社会開発機構）：

佐藤室長ありがとうございます。おそらく政府部内での検討にどのような手段で臨まれているかはお話しできないと思いますし、当然私どももお任せするしかないんですけども、特に私どものような NGO、AMDA-MINDS（アムダマインズ）は岡山に本部がありまして、私も今日岡山から来ていますが、地方に行くと NGO の規模がさらにぐっと小さくなるという現実があります。例えば私ども独自の調べでいうと中国地方 5 県ありまして、実はたくさん NGO がある。定款の中に国際協力を進めると書いている NGO は 418 もあります。中国 5 県だけで。ですが、その中で N 連を一度でも使ったことがある団体となると、私たちを含めて 4 団体しかありません。それぐらい、N 連の申請をすること自体のハードルが高い状態になっているということが言えるんだと思います。管理費を拡充するにあたって、いろいろなコンディションが付けられることは仕方のないことだと理解しますが、趣旨としてはこの管理費があるから、管理費を有効に使うことで NGO がさらに活動をしやすくなる、規模の拡大にも貢献していけるようになる。こうした原則を、ぜひ実現すべくその方向での議論を期待したいと思います。どうしても、これをクリアしないと何%付けられないとなりがちだと思うのですが、単純に NGO 側からすれば、何%付くんだったらこういうことを頑張ろうと思えるという現実もあると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。応援させていただきます。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

応援ありがとうございます。団体の大小によってあまり差をつけないでほしい、ということはずでに連携推進委員会、そして昨年行いました全体会議の中でも NGO の皆様からご意見をいただいておりますので、この件については、考慮に入れながら制度設計を検討していくという風にしていきたいと思ひます。応援ありがとうございます。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

何か他に NGO 側からご意見ご質問等ありませんでしょうか。

●米田祐子（世界の医療団 支援事業マネージャー）：

ご説明どうもありがとうございました。世界の医療団の米田と申します。2 点あるのですが、まず一般管理費についてですが、先ほどご説明があったようにこの改定の基盤になっているのは有識者懇談会の報告書とこれまでの連携推進委員会での協議の内容が基になっているかと思ひます。今ご説明のあった点以外に、連携推進委員会から以前出された点で、現在手引きの改定の中で協議がされているのはどのようなものなのかを教えていただきたいと思ひます。2 点目ですけれども、医療行為について手引きの中で改定される、と伺っております。それに関しても今どういう状況であるのか、14 日にその件については別で説明会がある訳ですが、事前に改定案を拝見できるかどうかを教えていただきたいと思ひます。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

ご質問ありがとうございます。最初のご質問に関しましては連携推進委員会でも色々話してきた訳ですけれども、先ほどの説明に戻る感じでもあるんですけれども、実は連携推進委員会の中でも忌憚のない意見を取り交わしておりまして、私からも先ほど申し上げた通り、一般管理費を上げるということに関しましては、これがあつたら何ができるのかを後々に示していかなければならないということについて、連携推進委員会の方とも話し合いをして頂いているところで、ここは非常に重要な点だと思っております。それから、2番目の医療行為に関してなんですけれども、日本 NGO 連携無償資金協力の手引きの改定のところにもありますので、そこのところでお話しをさせて頂ければと思います。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

佐藤室長ありがとうございます。

●井川定一（名古屋 NGO センター 政策提言委員）：

名古屋 NGO センターの井川です。よろしくお願ひします。一般管理費について1年以上、連携推進委員会の中でも、タスクフォースの中でも忌憚のないご意見を聞いて頂いたり、ご提案させていただいたり、対話しながら進めていただいたことに心から感謝します。先ほど、小規模と大規模と分けることはないとおっしゃっていただいたので、安心いたしました。その関連で、基準として小規模大規模と規模で測ることはないとしても、例えば何か基準を作る段階で、例えばN連で1000万、2000万の活動をやっていて、一般管理費が数十万円から数百万の拡充とかであったときに、その金額では達成することが難しい基準も出てくると思います。そこは1000万、2000万でやっている団体と何億円もやっている団体と、やはり違うところがあると思いますので、ご配慮頂ければありがたいと思っています。小規模な団体は小規模な団体なりに、大規模な団体は大規模な団体なりに体制強化を目指したいと思っていますので、そこを配慮して頂ければと思います。以上です。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

ご意見ありがとうございます。役人的な話になってしまいますが、大小では差別をつけないということについて、配慮といいますか考慮しまして検討を行っているということで。まだ結論は出ていませんので、そこをご理解いただければと思います。どうもご意見ありがとうございます。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

佐藤室長ありがとうございます。NGO 側からよろしいでしょうか。では、ありがとうございます。協議事項が本日は6件ございますので、協議事項の方に入らせていただきたいと思っています。一点目、国際機関と NGO の連携強化ということで、まず折居さんからお願いいたし

ます。

3. 協議事項

(1) 国際機関と日本 NGO の連携強化

●折居徳正（NGO 安全管理イニシアティブ コーディネーター）

NGO 安全管理イニシアティブ JANISS の折居と申します。よろしくお願ひ致します。私の方から今回提出しました提言書をご説明させていただきます。前回の会合でもお話ししましたように、国際機関と日本の NGO の連携強化に関する意見交換会を国際機関と NGO で行ってきました。今回その結果が提言としてまとめられました。前回会合では課題のところをお伝えしましたが、今回はそれを解決するためにどういうことが望まれるか、それを実現することで何が起きるかというところをまとめています。参加いただいた国際機関の皆様には、本日この会場にも来ていただいておりますが、本当に忌憚のないところで、普段なかなか話せないような実務レベル、政策レベルの色々な話を聞かせて頂いて、参加した NGO 団体には非常に有益な会になりました。以下この提言について説明させていただきます。まず国際協力を取り巻く環境について述べられており、すでにご存知の方も多いとは思いますが、パートナーシップそのものが目的ではないので、それを必要とする国際情勢があることを、あえて冒頭明確に書いております。SDGs ですとか世界人道サミットについて取り上げておきまして、1 ページの後段に 4 点、世界人道サミットでも強調され、今各国際機関が進めているトレンドについて、今後パートナーシップを強化するにあたって押さえるべきということとまとめています。一つ目が、国際機関が各国・各地域レベルに権限移行を進めている、二つ目は現地の NGO、あるいは既存の行政も含んだシステムで、できることはやってもらう現地化が進められているという流れです。ただしこれは、当面の現地化目標が 25~30%なので、今までいかに国際 NGO がやりすぎていたということで、今後国際的な NGO がやるべきことがなくなるということではなく、トレンドとしてその流れになっているということです。それから次に、パートナーシップ構築にあたって手続きの標準化が進められていて、その部分でどんどん変わっていくという点で、例えばポータルサイトがつくられ複数の国際機関に同時に登録ができるようなことも進められています。最後に、行動規範ですとか、リスク管理のための組織運営上のアカウンタビリティに関わる様々な基準が、ますます厳しく求められている。こういったところを押さえて、それに適合した形で各 NGO が能力を伸ばしていけるようなことが必要ということとまとめています。この提言は、会合に集まった有志団体の方々が自由な立場で述べたことを、政府や国際機関、NGO それぞれに対して提案しています。なので、政府に対してこうして下さいというだけでなく、国際機関はこうすべき、NGO ももっとこうすべきというのも含めてそれぞれ書かれています。提言は 6 点ございまして、一点目は、現場でのパートナーシップの構築促進の重要性です。東京レベルでやるのではない、ジュネーブでもない、あくまで現場なので、国際機関はそこで決めるという風にどんどん委譲していると

いう点が出されました。この中でさらに4点がそれぞれ重要でして、まず現場にいないと
ならない、緊急の場合は、起きてから出来るだけ急いで行くのでは不十分で、事前に展開
するところまで必要とされている。二点目に、どうしても予算の話になってしまうわけですが、
NGO 向けの政府資金の予算が拡充されれば理想的ですが、もちろん政府予算全体の制限もあ
る中で難しい面もあるのは理解の上の話ですので、もう少し通常予算と補正予算を柔軟に組
み合わせられないかという点が提起されております。一方、民間の資金を、各アクターが協
力してファンドレイズすることをやらなければならない、ということも挙げられています。4
点目が現地の NGO とのパートナーシップを強化できるような、そういう形に色々なスキーム
を変えていく必要性、そして最後に、セキュリティの面で、管理能力のある団体は、しっか
りと確認は行った上で、現場に行けるようにという点が挙げられています。やはり資金の問題
は、十分になれば、なかなか新しい人道危機であったり、開発ニーズに対して NGO がど
ンドン出ていくということは出来にくいので、政府資金だけではなく民間資金も集める努力
も含まれています。提言の2点目が資金の柔軟性です。ここは現場の経験から、それぞれ
かなり色々な意見が出まして、やはり現場の状況に応じて色々と計画の変更が求められたり
することが国連等との連携の場では多い。その時に、他のドナーの資金ですとそういうこと
が可能場面が多いのに、日本の資金の場合、非常に手続きに労力と時間を要するというこ
とが何度か挙げられました。その中でもっと踏み込んで出されているのが、開発と人道の連
携についてで、ずっと言われていることですが、現状はさらに進んでおり、人道支援の場
でも人道危機が起きた初期から開発の視点を持って事業を行う、現場のコミュニティーに対
する開発的視点を持ち、最初の段階からやるという場合もある。また、開発を行っている団
体がいた国・地域で、自然災害や人道危機が起き、すぐにそちらに展開する必要がでてく
る場合もある。そういった場合に、現在の日本のスキームはすぐに対応できるようになってい
ない、という指摘がなされております。その柔軟性については、中長期的に考えたら、今後
どのようにできるかということになるかと思えます。3点目に、中期的な能力向上の戦略が
必要ということです。これは一般管理費についてはすでに進められていますが、NGO 側から
何度か提案されているように、さらに踏み込んで、イメージとしては北欧などの政府が行っ
ているような形で、事前展開能力・組織能力を強化するような、事業ベースではない、戦略
的なプログラムベースの資金を中期的に検討していくことが必要であろうとの提案です。そ
こに至るにはどうすればいいのか、先ほどの佐藤室長のお話とも関係すると思うのですが、
やはり NGO 側も全体として、また各団体としても、明確に戦略を示していく必要があるとい
うことが挙げられています。4点目は、以上を進めるにあたって、政府に側面支援をしてい
ただきたいという点です。これまでももちろんしていただいておりますが、過去の連携推進
委員会でもお話ししましたように課題も見えてきたので、そこについて色々意見交換がなさ
れました。方向性として二つ課題が出ており、一つは、NGO を強く推していただきすぎる、
ちょっと語弊がある言い方かもしれませんが、そういう形になってしまった場合に、国際機
関は現地への権限委譲が進んでいるので、要は日本政府の意向であったりオールジャパンで、

というのが出すぎると国際的に逆効果になる例も見られるという意見も出ています。これは政府の立場からは別の見方もあり、こちらの誤解を含む面もあるかもしれませんが、やはりそこは現場で活動されている方々から指摘として出ています。一方で、逆のケースも報告があって、政府資金の事業をやっているので、国際機関のパートナーシップを進めようとしたら、今は政府資金に集中して下さいと大使館に言われてしまったという、ストップをかける動きも見られたという報告もあります。ですので両方のケースがあり得ることになります。なので、この提言で言われているのは、今国際的に現地に権限が委譲され、現場のニーズに基づいて案件を作り、公平なシステムに基づいて選定するという流れになっているので、そこで側面支援としてできるのは、NGO 業界全体に対する支援、また個々の NGO を支援することも含めて、キャパシティビルディングであり、ノウハウの共有であり、チャンスの提供だということです。そこでどう勝負できるかは、最後は NGO 各団体が現場でやるしかないということになります。ただし、一定の側面支援の必要性があるということは合意事項のため、ある程度標準的な基準を各国の大使館に出していただいて、連携強化を望ましくないと止めるようなことは起きないようにしていただきたいと思います。それから 5 点目は、これまで国際機関の IP をとったり、色々な形のパートナーシップをやられている団体はすでにノウハウがあるんですが、これからそういうところに行きたいという団体に対して、従来ノウハウを提供する機会がなかったので、それを提供するパートナーシップ構築セミナーのようなものを定期開催してはどうか、というアイデアが出されています。これの実施主体がどうなるか、どういう形で開催するかということは、詳細はまだこれからですけども、そういう場でノウハウの共有が必要であろうということは明確に出されてきております。最後に、国際的なフォーラムでの NGO のプレゼンス強化です。この点について過去の議論ではジュネーブであったり、ニューヨークであったり、ローマであったり、そういう国際機関の本部レベルでのプレゼンス強化も、現場での連携強化のために間接的には重要だ、という話をしてきたんですが、今回出されたのは、本部レベルの重要性もなくはないけれども、事業実施に関わる場所では、むしろ地域レベルであったり、各国レベルなので、そこで国際機関と平時から関係を作って、日本の NGO の強み、個々の団体の強み・実績を知っておいてもらうことの重要性です。それによって、何か課題が出てきた時に、人道・開発を問わず、パートナーとしてお声がかかることに繋がっていく。その点で平時から国レベル、地域レベルでの関係構築するための努力は NGO もしなければいけない、そして、それが可能になるように政府あるいは、各国政府機関もぜひ機会づくりにご協力いただきたいということになります。だいたい以上のような形で、今回の提言はまとめてられております。再度一言で言うと、国際機関、政府、NGO が共同で取り組んでできるのは、環境構築であり、機会をより多く作るということなので、そこに中期的に注力して頑張っていくべきで、そこからあとは各 NGO がどれだけ頑張れるかになってくる、という議論がなされてきたかと思います。今日はせっかく国際機関の方々に来てくださっているのです、それぞれの視点から、ご経験や参考になるお話しを、もしよろしければ、お願いします。

○河原直美（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR））：

UNHCR の河原と申します。よろしくお願いたします。今回 NGO の皆さんと国際機関とブレインストーミングを何度かやってきたのですが、パートナーシップについて話し合いを続けてきたんですが、やはり何度も我々の話し合いの中で出てきたのは目的ではなくて、良い支援を現場で展開するための方法ということは何度も確認しました。UNHCR の中でもパートナーシップは非常に重要な施策のひとつになっているんですけど、それをいい風を作って、現場でエフェクティブに展開しよう。今折居さんもおっしゃっていましたが、もう一つ我々の話し合いの中で何度も出てきたのは、現場にすることがすごい大事だということは何度も出てきました。私も東京勤務ですが、それまでは現場でプログラム・オフィサーをやっておりまして、何か緊急事態が起きたとか、何か新しいオペレーションをやるという時に、パートナー・セレクション・コミティーを開く訳なんですね。本当に現地で決めて、本部にも聞かないし、東京にもきかないし。今現場でどういうニーズがあるのか、誰がいるのか、誰が何をできるのか、誰がわかっているかということを経営的に判断して、そのコミティーで誰に何をやってもらうのが適切かということを経営的に判断していく。そういう時に現場にいていただかないと、そもそも検討の余地がないので、事前にいる。危機が起きてからでなく、起こる前から現場の状況を把握しているような状態じゃないと困るということはありません。ですので、そうしたキャパシティがある団体が必要になってくると思うんですが、そこが重要です。もう一つ、パートナーシップといったときに、国際機関と契約を結んで IP 関係ということをするんですけど、IP 関係だけがパートナーシップではなく、OP（Operational Partner）と私たちは言っていますが、他の機関は違ういい方をしているかもしれませんが、Operational Partner という言い方をしているんですけど、どういうことかと言いますと、契約は結んでいないし、お金のやりとりもないのですが、オペレーションの中で、一緒に協力している仲間ですね、そういうものをパートナーシップ呼んでいるんです。そのパートナーシップで、当然ですけど、コーディネーションミーティングも定期的に行うんですけど、そういうところで一緒にやっていく訳なんですけれど、契約がどういう形かっているのはポイントではなくなってしまっていて、実績をどれだけ積んでいるか。それが意味その団体の存在感を打ち出されるわけですね、あの団体はすごくいい仕事してるとか頑張っているとか。ということでその団体がどこの国の団体かというのは、そもそも注目をしていない訳なんですね。ただ、あそこの団体は日本の団体なんだということで、評判が広がっていくことはすごくある。実際問題、それがどこの団体も IP なのか OP なのかというのは、実はそこでは問題にならないものです。ということで、コメントだったんですけども、やはり現場にいる、というのは重要だなという事と、力をつけてそれを発揮するということが重要になってくると思います。

○根本巳欧（ユニセフ東京事務所）：

UNICEF は、子供の権利条約に基づいて、開発と人道支援の双方文脈で活動している国連の

唯一の機関だと思いますけれども、UNICEF 全体で、グローバルに 1 万 4 千人程のスタッフがいます。日本人も 120 名近くいるんですけれども、その 9 割近くが現場で働いている。あるいは、フィールド・オフィスレベルで働いている。そういう組織であるということを踏まえて、簡単にコメントさせていただければと思います。一つ目は、パートナーシップ構築の重要性なんですけれども、何度も何度も繰り返されていますが、現場にいることは非常に重要です。例えば、ユニセフの場合は、緊急支援の前も、その最中も、その後も現場にいて仕事している訳です。そういったフレームワークに合う活動をしている NGO であると働きやすいというのが 1 点。現場でユニセフが NGO を選定するときの基準がだいたい 4 つ程あります。1 つ目は、もちろん、その分野の専門性、2 つ目はその管理能力、3 つ目は機動力、その場ですぐに行動できる、結果が出せる、4 つ目は、現地政府やコミュニティからの信頼関係があるか必ず見えています。これは必ずしも大手の NGO じゃなきゃいけないという訳ではないんです。例えば私は以前、パレスチナのガザで勤務しておりましたけども、その際に日本の小さな NGO であるパレスチナ子どものキャンペーンと栄養分野で一緒に活動させて頂きました。彼らは本当に昔からその現場にいて、地元のコミュニティや現地政府から信頼もあって、そして栄養という専門性があった。そういう観点から活動を一緒にさせてもらったんですね。なのでこれは必ずしも大きな NGO でなければならないということではない。ただそういう基準を満たしていると国連機関としては信頼して、一緒に仕事がしやすいと点があります。また、先ほどの UNHCR の IP と OP という話と関連して、UNICEF の場合は、緊急支援の場合、クラスターリードとして、その分野の取りまとめ役ということで、4 つの分野の取りまとめをしています。1 つ目は水と衛生、2 つ目は栄養、3 つ目が教育、最後に子どもの保護の分野。UNICEF は調整役なので、UNICEF としてはいろんな NGO の活動を把握して、重複がないように、あるいは漏れがないように。そういったことに目を届けている訳ですね。そういったところに日本の NGO が関わってくる、あるいは少なくとも情報を共有してくれるというのは、非常に重要で、そこから IP と呼ばれるような契約を結ぶ NGO パートナーシップに発展していくというケースもあります。2 点目にコメントしたいのが、柔軟な資金の確保という点なんですけれども、日本政府の重要な ODA 指針となっています、人道と開発、平和の連携。これをうまく担保するような資金の枠組み、これは国連機関だけではなく、NGO にもあれば仕事がしやすい、というのが正直なところです。もちろん、それは日本の財政構造、予算の仕組みを理解した上での情報共有までですが、実際に私がフィリピンや太平洋諸国のバヌアツで緊急支援に関わったときに、オーストラリアやイギリスの DFID などは、通常開発分野で資金をもらっていたプロジェクトでも、これは緊急事態なので、大使館レベルでの交渉を経て、一時的に緊急支援に回せたり、あるいはその逆もあったり。そういったフレキシビリティというのが、予算の仕組み上難しいとはいえ、実際に活動していく上で、日本の NGO にもプラスなのかな、という気はしています。先ほど申し上げましたガザの例ですと、パレスチナの場合は緊急支援の合同計画 (HRP) だけではなくて、UNDAF と呼ばれる開発の合同計画というのが共存しているような不思議な状況なんです。そういう状況ですと、これは人道の資金です、こ

これは開発の資金です、となかなか言いづらい。そういったところでも使えるような資金の仕組みというのがあればと感じます。最後に、NGO の中長期的戦略という点で、これは世界人道サミットのコミットメントである、グランドバーゲンにも打ち出されていることですが、ローカル・キャパシティの能力強化というのは、最重要課題として国連としても取り組んでいます。具体的には、UNICEF の中で、人道支援の予算の 3 割はローカルの団体、NGO に渡していこう、という数値目標もあって、実は昨年末に達成しています。これは必ずしも資金を日本や国際 NGO に渡さない、ということではなく、むしろ現地の NGO の能力向上・キャパシティ・ビルディングにも貢献するような活動をしている、事業体制を持っている国際 NGO に資金をもっと回していこう、そういう意図があるんですね。その意味では、先ほどの ODA 有識者懇談会の提言ですとか、先日の河野外相の国会演説で一般管理費を 15% を目処に改善していくといったお話は、実際に日本の NGO の体力強化にも繋がっていくところがあるので、それは長期的には国連とも働きやすい日本 NGO を作っていくという良い方向性なのではないかと、UNICEF としては見守っているところです。

○佐藤美央（国際移住機関）：

IOM の佐藤でございます。すでに繰り返されていることですが、IOM も現場でのパートナーシップ構築ということが最も重要なことだと思っております。連携団体の選択というのは、すべて国事務所に権限がありますので、やはり現場でのプレゼンスを通じた関係構築が必須だと思います。その上で、具体的な事として 2 点申し上げます。現場でのプレゼンスという事で、事業の実施能力があるというのは当然なんですけども、やはりプロポーザルの作成ですとか、報告書の作成といった能力があることが必要だと思いますので、そういった事が可能なような職員の配置をできるような、つまりはそういう予算措置が可能であるということが NGO が展開していく上では重要なのではないかと考えています。それから、根本さんが仰ったようなクラスターを通じたようなコーディネーション会合というのも非常に重要なので、そういったところの参加、それからクラスターでの報告を通して NGO の存在感が、国際機関や他の国際 NGO を通して広く知られる事が非常に重要で、国際機関のスタッフというのも皆それぞれ色んなところ、世界中で動いていきますので、一つの国で経験した NGO との連携というのは、その後、別のところで、同じ名前を見た時には良い印象を残して、連携の可能性が広がるという事もありますので、現場で活動を実際に確実に行うということに加えてそういったところでのプレゼンスを確保していくことが重要ではないか、とそういう風に思います。

○濱井貢（国連世界食料計画（WFP））：

皆さんこんにちは。WFP 日本事務所の濱井と申します。我々、UNHCR さん、UNICEF さん、フィールドに主にベースを置いた国連機関のフィールド三羽鳥。今は IOM を含めて四羽鳥として、フィールドでは常々共同体制を築いているところですが、WFP としては SDGs が策定さ

れた流れに合わせて、我々の戦略というものも SDGs ベースに、その下部目標として位置付けるべく我々の戦略というのを立てていく訳ですが、その中で、WFP としては当然食料支援のゴール2をメインの活動としてしていますので、飢餓を無くすという SDGs の2番目と SDGs の17番、SDGs 達成の為のグローバルパートナーシップというこの2本柱を持って、我々の戦略目標としている訳です。この流れの中で、我々のパートナーシップ戦略というものもこれまで、以前の MDGs の中では緊急支援があったり、開発支援があったり、あるいはその間にするリカバリーフェーズ、そういった別々のプロジェクトというものを別々のタイムフレームで作っていました。それが1つの国の中でも、いくつか乱立しているといえますか、複数のプロジェクトが同時進行していたところなんですが、SDGs の流れの中で、国ごとに5カ年の戦略計画というものをたてることになっています。こうした中でパートナーシップというものもより長期的な見通しを持って戦略的にパートナーシップを構築していく必要が生まれていますので重複になりますけども、その5カ年計画の中で、急に来られた NGO と改めて一から話し合うというよりは、その戦略の策定の段階から、お互いの強みであったり、比較優位を理解しあった上でシナジーを生み出していくことが、基本的な流れになっています。そうした中でもですね、日本の NGO さんのプレゼンスというのは、色んな形で WFP の食料支援の場でも、貢献いただいているところなんですが、大きな流れとしては、恐らく2つくらいあって、まだまだ緊急支援、5カ年戦略の中での緊急支援というものが突発的に起こる可能性、自然災害であったり、紛争であったり、どうしても食料支援にとって重要な要素となっていますので、機動的に食料支援を展開するパートナーは、比較的大規模な団体、ワールド・ビジョンさんやセーブ・ザ・チルドレンさんであったり、国際的なネットワークをお持ちの団体さんと横展開をしていくという流れが1つ。あとですね、これは具体的な例を挙げますと、日本のオイスカさんであったり、AAR さんとはですね、アジアの地域で、農村部で、WFP が紛争であったり自然災害というよりも、農村開発、小規模農家を支援するコンテキストのなかで、彼らの栄養の支援であったり、所得元の創出といった活動に我々の食料支援を重ねてシナジーを生み出す。そういった2つの方向性があると思っています、こうした流れをですね、提言書にもいくつか挙がっているような日本政府からの働きかけであったり、仕組み作りというきっかけをもって、今後国際機関としても積極的に SDGs の達成に向けて前向きに検討していきたい、と考えているところです。

●熱田典子（関西NGO協議会 副代表理事）：

国際機関のみなさま、ありがとうございました。大変恐縮ですが、一つずつの時間が限られておりますので、簡潔にご発言いただければな、と思いますので、今後ご協力よろしくお願い致します。

○田原光児（外務省国際協力局民間援助連携室 首席事務官）：

それでは、今、NGO 側から大きく6つの提言、国際機関からコメントがございましたけども、

これに対して、外務省側から紀谷国際協力局参事官、お願いいたします。

○紀谷昌彦（外務省国際協力局 参事官）：

まず初めに、このような提言を NGO の皆様、国際機関の皆様、一致団結して作って頂き、ありがとうございます。私も現地で自らが取り組みましたし、三羽鳥、四羽鳥とありましたが、大使館入れると五羽鳥、JICA を入れると六羽鳥となってくると思いますが、そういうつもりでやってきました。ぜひこれを具体化したいと思います。今回、他の議題との関係もあり、中身の話はこの場ではできませんが、決意表明として、頂いたポイントについて一言、申し上げたいと思います。

キックオフとして、外務省の側から A3 の紙を席上配布させて頂きました。主な活動実績ということで、各国で活動している NGO と、資金源、N 連、JPF のお金、あとは補正で IP をどこまで取れてるかは洗い出せなかったのですが、僭越ながら現状のマッピング表を作成しました。国ごとにどうするのか、オーバークラウドのところもあるでしょうし、全然手付かずのところもあるでしょうし。各 NGO の方もそれぞれの団体のご希望があると思いますので、これから 1 年後、2 年後、5 年後、10 年後、どういう形で、日本のチームとして、どういう希望を持っていて、どういうことが政府として望ましくて、どういうことが可能なのかということ、国ごとに大使館、JICA 事務所さんと一緒になりながら、現地ベースで考えないといけないと思います。それと併せてスキームやツールがいろいろあると思うので、それはむしろ東京ベースでないと対応できないと思います。先ほどユニセフの根本次席から、開発と人道の連携が DFID などではできているという話がありましたが、逆に我々から見ているとそもそも開発の財布と人道の財布が全く分かれていて、それぞれしか使えないようになっているのは ECHO や OFDA など、EU やアメリカとかであって、むしろ日本の ODA は色がついておらず、人道と開発と平和の連携に使えらる感じています。もちろん、プロジェクト提案をもらって、それを柔軟に利用するという事です。日本でこの資金は人道、この資金は開発、というのはありますが、むしろそこは相当柔軟で、緊急支援と言いながら、結構開発的な面にも使われ、現場で評価されているし、そういう風に NGO の方も活動しているのかなと思いました。この点、もし認識の違いがありましたら、後でお教えください。その上で、予算について、この提言の中には新しい資金源という話がありましたけれども、そこは相当直近には難度が高い話だなと思います。むしろ既存の N 連があって、JPF も当初予算と補正予算でプラットフォームに渡している部分がありますし、補正予算で国際機関連携無償がありますので、既存のお財布といいますか、バスキームを各国ごとでどう動員していくのかということ、計画を作ってそこに当てはめていけば、相当使えるのかなと思います。最初に認めた用途を変えたいという時には、再調整を国際機関との間ではやっていますので、NGO とも必要だと思います。そこはライト・フットプリントということで、柔軟に用途変更なり、調整ができるように運用面で工夫しなければならないのかなと思っています。

あとプログラム・ベースで、1 点目、2 点目、現場の重要性と予算の問題、3 点目プログラ

ム・ベースでの事前展開を含めたという点については、どこまで NGO との関係で行うのかというところで、基本的には JICA、国際機関ともに税金ベースの ODA で、そもそも ODA のプログラム化というのは相当進んでいると思っております。それと方針の問題として政府の下請け、コンサルタントのような形で、IP というのは、ある意味実施団体ですから、そういった形で NGO の方々がむしろ喜んで現場でやるのであれば、まさにプログラムの中でやるという話になります。お互い対話しながら、本気で相手のためになるのであればお互い話しあって、むしろしっかりと現地政府を立てながら、プログラムをみんなで作っていくという中に、ピースとして NGO の活動が入っていくということが方向性かな、と思っています。4 点目は、パートナーシップ強化の側面支援、特に政府としてどこまで働きかけて IP をとってもらうとかかですね、現場に任せるべきか、という点です。そこは一言でいうと、このマッピングに基づいて、どの国で、どの分野で、どの NGO に現場での存在感を高めてもらうということをしっかりやって、現場で存在感を高めてもらうというのが第一段階なのかなと感じております。その上で、やはり、我々の気持ちとしては日本の NGO に IP を取ってもらいたいというのが、結果として現場で抵抗なく、日本の NGO が国際資金を取れるようにしていただければ、ありがたいなと思います。南スーダンとかバングラとかの現場では、日本のお金が少ない中で、欧米から人道支援のお金がドーンとくる。そういう中で日本の NGO と一緒にやっていると感じるのは、日本の NGO が日本のお金だけで戦っていたらスケールアップはできない、しかも存在感も高められないし、顔も見えない。だから、日本の JPF のお金にしても、補正のお金にしても、N 連のお金にしても、取った後、国際資金を取っていく、現地の政府のお金を取っていくスケールアップを視野に入れてやらないと、日本のお金だけに頼った形では、インパクトも顔もなかなか出てこない。とりあえず国際資金を取れるように政府としてはキャパビルディングをしたり存在感を高めてもらう。そういうなかで、国民の税金であるお金を使っていくという、そういう意気込みとか決意をお互い持った上で、やっていかなければいけないなと感じています。あと 5 点目、6 点目、パートナーシップ、新しいパートナーシップを模索する NGO については、そういうワークショップなりは有益でしょうし、そういう意欲がある NGO は歓迎すると。お話しがあった通り、小さい規模の NGO でも強みがあれば、それは可能なのかなと思います。

国際機関などのフォーラムなどでのプレゼンスの強化というのは、ぜひ、それは我々も望むところなので、具体的にいうと TICAD7 とか、国際的な日本が舞台回しをする UHC フォーラムとかですね、そういうところでいくらでも成功例があればプレイアップできますので、まずは下駄があるところからやっていただきたいと思います。以上とりあえずのコメントです。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

参事官ありがとうございました。最後にどうしても質問等ございましたら。

●折居徳正（NGO 安全管理イニシアティブ コーディネーター）：

本当に詳細にご回答いただきありがとうございました。時間も超過しているので、具体的な内容について今後話に入っていければ、と思っております。この UNPAD ミーティングはこの提言をまとめるところまでだったのですが、今後もし可能であれば、こういう非公式な場に、外務省の方も来ていただいて、三者で忌憚のないところでまず話をし、何が具体的にできるかを話せればと思っておりますので、ぜひご検討いただければと思っております。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

ありがとうございました。では、今後につなげていくという事で、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、協議事項 2 項の方に入りたいと思っております。日本 NGO 無償連携資金協力事業の手引きの改定について

○鈴木憲和（外務省大臣政務官）：

ぜひ皆さんまた忌憚のない意見交換会、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

（2）日本 NGO 連携無償資金協力事業の手引きの改訂

●市川齊（国際協力 NGO センター 副理事長）：

国際協力 NGO センターの市川です。今回 N 連手引きの改訂ということで、第 2 回連携推進委員会にて質問・提案を 69 項目出ささせていただき、さらに 26 項目追加して質問・提案を民連室に出ささせていただきました。年末年始に、民連室の皆さまと 4 回ほどで打ち合わせ持たせていただきました。今日は時間がないので、14 項目にしぼってお伺いしますので、これをお答えいただけたらと思っております。14 項目ありますので、前半 7 項目、後半 7 項目という形で話を具体的にさせていただきたいので、お答えをいただけたらと思っております。参加者のみなさんにはデータでお送りしていますので、ページを見てやっていただきたいと思います。

○田原光児（外務省国際協力局民間援助連携室 首席事務官）：

佐藤室長お願いします。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

まずは、タスクフォースの皆様、本当にありがとうございました。ページが合うかわからないですけども、私の手ものには P3 と書いてあります。過去 2 年間の年間総収入実績に前期繰越正味財産を含めて欲しい、という事なんですけども、これに関しましては、団体さんによってはですね前期繰越正味財産の一部を特定資産として計上外収益に計上しているケースもありますので、公平性の観点から、要望を反映することとしたいと思っております。

次、P.4 ですけども、事業実施にあたって、相手国政府の合意、承認の手続きに必要な手数料、これ大きい額だったりすると困りますが、あとは現地の調達可能な物資、輸入する

場合の関税を対象として欲しいというご要望です。ご要望の2点ですね、合意とか事業の手数料、それから物資調達に関わる輸入関税ですけれども、事前に当室にご相談してください。その上で計上を検討することといたします。もちろんその結果、難しいということもあり得るかもしれませんが、とにかくまずはご相談をください。是非ともお願いしたいのが、事前にですね、事業実施国政府に対して手数料の免除とか免税を確認して頂く、あるいは働きかけていただく、ということをお願いしたいと思います。

3番目、P7ですね。ワークショップに関する専門家、本部スタッフ、現地スタッフの宿泊費、食費もまとめてワークショップ開催費に計上できるようにして欲しいということ。これに関しましてはですね、審査する側の観点からいきますと、これまで通りの分類でお願いをしたいという風に思います。と言いますのも、専門家の派遣費用とですね、それから食費等が重複することがあって、管理報告の時にそれを1つずつ見てかなきゃいけない事態が起こりうるので、ここはこれまで通りの分類でご協力お願いできればという風に思っております。

それからp.7のワークショップと開催費の講師派遣について、講師日当廃止案を民連室から出しました。講師が海外を含む遠方から来るケースもあって、日当の計上は継続して欲しいと。これも同じように二重計上の問題が出てくる可能性もありますので、日当の削除を提案した訳ですけども、講師の食事代を計上する場合には、半日当という事で調整したいという風に考えております。

それから8ページ目、本部スタッフ、駐在の本部スタッフの人件費に業務委託契約も含んで欲しいと、いうことでしたけども、これに関してはご要望を反映して、業務委託契約形態も含むものと明記することにしたいと思います。

9ページ目、現地スタッフ人件費の対象に、法制度上の法人の義務とされている場合、有給休暇・退職積立金等も対象となるようにして欲しい、というご要望を頂きました。N連は、委託事業ではなく、委託と助成の間のようなものなんですけども、NGOが自主的に行う助成ということから助成金の性格も有している訳でして、助成金事業は、事業の実施に直接関係のない経費については、対象としないのが原則と。これについては、会計検査院からも指摘を受けております。ですので、N連ではこうした点を補うために、重点課題に該当する事業に一般管理費を導入しているという事でご理解を頂きたいという風に存じます。

それから9ページ目ですけども、現地スタッフの人件費において、地雷や不発弾関係事業や危険地域で行う事業において、危険な業務に直接従事するスタッフについては傷害保健等の保険料を計上できる。しかしながら、それ以外のところにも適用するために、「地雷・不発弾関係事業や危険地域で行う事業によって危険な業務に直接従事する」を削除して欲しい、とご要望を頂きました。これに関しましては、途上国は交通事故、災害、一般犯罪の危険度が高いというご意見だと思いますけども、現場に出るスタッフに一律に傷害保険を適用する、ということはなかなか難しいと考えております。これを広く適用させた場合、事業費が著しく減ってしまって、予算を圧迫するのかな、という懸念を我々としては持っている次第です。

11ページ目、事務用家具購入費・借料で、家具の買い足しは対象外となっているが、必要

に応じて認めて欲しい、ということですが、これはご要望を反映する、ということとしたいと思います。

それから 12 ページ目、その他渡航費の計上対象となる海外傷害保険について、治療・救援費用の現行の 5000 万円から無制限にして欲しい、というご要望を頂きました。最近海外傷害保険料ですが、我々の調べたところだと、治療・救援費用のカバー範囲を無制限とするセットプランが一般的となっていて、という風に見て取れました。ですので、ご要望の通り、当該費用の上限を無制限に変更する、ということにしたいと思います。また従来は海外傷害保険料は、賠償責任以外の各担保項目の保険金額は 5000 万円を超えない範囲で支障対象としてきたんですけども、セットプランが主流となっていて、障害・死亡・傷害後遺障害・治療・救援費用・疾病死亡及び賠償責任の 5 項目が含まれたセットプランの見積額が、この 5 項目のそれぞれの見積額を合わせたものよりも安価な場合はセットプランに項目が含まれていてもセットプランを優先することとするという事で、値段を比べてみてくださいということにしたいと思います。

それから 10 番目ですが、事業変更報告書、P22 です。事業変更報告書について、これまでは事前または事後に提出することとしていましたが、タスクフォースの中で、事後は認めないとする提案が我々の方からさせていただきました。事後提出も認めて欲しいということですので、再度検討しました結果、事後提出を認める、ということにしたいと思います。

それから同じく 22 ページ目、事業変更報告について、タスクフォースの中で、「現地スタッフの変更も変更報告の対象とする」との提案がありました。これまで通り変更報告の提出は不要として欲しい、というご依頼がありました。またこれについて検討させていただきましたが、N 連の資金が贈与という基本形態をとっている以上、申請書に計上された各経費の通りに事業を実施する努力が求められると考えています。色々な事情があつて事業変更しなければいけないというのは分かるんですけども、まずは先にお金を出すという前払いという形をとっていますので、その事業に対してお金を出していますので、その通りにやるのが基本という形になるということです。申請時に現地スタッフも含めた事業実施体制や人件費の審査を行っていますので、現地スタッフの追加や人役消化が完了報告時に判明する事例が実は発生しています。ですので、終了後ではなくてですね、事業期間中も双方で同じ共通の認識を持って適切に事業が実施されるよう、現地スタッフの変更の際にも、変更報告書の提出はしていただきたい、という風に考えております。

12 番目ですが、24 ページですね。タスクフォースの中での議論ですが、完了報告の際に、残余金が 100 万円相当以上の場合は、残余金発生を理由に提出する規程ですが、事業の規模も異なる中で一律 100 万と言ってしまうのはおかしいのではないかということで、5%というご提案をいただきました。ご提案の通り 5%ということとしたいと思います。

続いて、24 ページ、「N 連の使用対象となるのは基本的に債務の発生した経費のみです」となっていますが、債務という言葉、「モノやサービスが提供された経費」としてはどうか、というご提案をいただきました。債務という言葉が非常に曖昧である、というのはご指摘の

通りだと考えます。ですので、検討の結果ですね、N連の支援対象となるのは、「原則事業期間内に発生する経費のみです」という風に変更することといたしました。「前払いが必要な個々のケースについては、民間援助連携室に相談してください」という文言も追記したいと思います。出来るだけ前払いが出ないようにですね、極力色んな交渉ですとか努力を行っていただければと思います。

14番目、46ページの民連室の方から、「プロジェクト目標を今期事業達成目標に変更するという提案があったけれども、開発事業としては3年で1つの事業であるため、3年間の事業目標を記載させて欲しい」ということです。これに関しまして、開発事業として複数年事業の場合に3年間の目標を並べていく、という考え方は理解いたしました。また一方でですね、完了報告書の提出時等、当室の確認作業において、該当年度の事業の達成度を確認する必要があります。これらの2点を鑑みて、「プロジェクト目標の欄を2段に分けて、複数年事業の場合は複数年の目標と申請年度の事業を記載できるようにする」という風にしたいと思います。もちろん単年度事業の場合は1段のみということになります。

以上14項目に関しての、我々からの回答です。あの先ほど、言いましたように、医療行為に関しての話なんですけども、ご指摘もありましたように、「今年度から医療行為は原則として対象としない」ということにしていたんですけども、その後の連携推進委員会あるいは定期協議の中でもですね、「これは実際には起きて欲しくなかった改定です」というご発言もありましたし、その後も医療行為に関して、これを行えるのか、行えないのかという様々な照会をいただきまして、もう一度見直してはどうか、ということで検討させていただきました。昨日 JICA さんとの NGO 協議会にも出た方はご存知かと思いますが、JICA さんの方でも、草の根技術協力ですね、医療行為を認めるような方向で検討されていると。N 連でも同じ方向で検討を行っています、今。ただしその医療過誤の問題ということに関しましては、どうしても注意を払わなければならないと思いますし、何らかの措置を取らなければならないかと思っておりますので、医療行為を行う場合には、許可が取れている、免許を持っている、というですね、医療行為に対しての責任がどこに所在するのか、どこまでの範囲なのか、どういった医療行為をして、どこまでの責任があるのか、といったことを明確にする、先方側とも話をした上で、明確になっているかどうか、また医療過誤が起きた場合にどのような備えができていなければならないんですね。こうしたことを様々考えた上で、そういったことを判断基準にしながら、医療行為を認める方向で今現在検討を行っているところです。4月からの、4月1日からの運用を目指して、今検討中ということになっております。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

佐藤室長どうもありがとうございました。では、NGO 側から何かご質問はありますでしょうか。では井川さん。

●井川定一（名古屋 NGO センター 政策提言委員）：

ご回答ありがとうございます。NGO 側では、これだけ変わったのか、という驚きと喜びもあったのかと思います。2 点だけ確認させてください。まず現地スタッフの保険料に関してです。こちらに関して、NGO 側としては、もちろん邦人も保険に入っているので、原則現地スタッフも全員入れていただきたいという趣旨もありますが、もう一つの基本的なレベルのお話としては、今例えば危険度がレベル 3 の地域、邦人職員に対して駐在しないようにと制限がかかっている地域において、邦人職員に代わって最前線で働いてくれている現地職員でさえ保険に入れない状態になっています。地雷とか不発弾処理に直接的に従事する現地スタッフだけが対象になっています。もし全員というのが難しい、ということであれば、まずは、レベル 3 の地域の現地スタッフだけでも考慮していただけるとありがたいと思います。邦人だけでなく、現地のスタッフも家族のような大切な存在ですので、そこを考慮していただきたいというのが 1 点目です。2 点目が現地担当者の変更報告についてです。申請時に現地職員の名前を入れておくことは難しいです。いつ始まるかも分からないまま契約書は交わせないということがあるので、申請書では、現地職員に関しては無記名でポジションだけを、記入している団体も多いと思います。現地スタッフは、多いところは何十人ということもあるかと思いますが、名前が変わるたびに報告が必要というのは煩雑になって、様々なミスが生じてしまうのではないかと、というのがポイントになります。きちんと管理をすべきというのはおっしゃる通りだと思いますので、一つご提案としては、例えば、人数が申請した時よりも増えたり、ポジションが変更になった時は、体制自体が変わるということで、変更報告を出させていただくと。ただし、名前が代わった程度であれば、今まで通り報告はなしで対応していただけないでしょうか。よろしく申し上げます。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

ご意見ありがとうございます。1 番目の話は、現地スタッフの保険料ですね。ご趣旨はよくわかりました。おっしゃる通りのところもあると思います。ただ一方で、予算を逼迫するということも考えられますので、今後の課題として考えさせていただければという風に思います。次の現地職員、スタッフの変更の話なんですけども、人数が変更になった場合に、ということでご提案いただいたんですけども、人数が変わらなくてもですね、現地スタッフの給料が上がったりということがあって、完了報告のときになって、「あれ、これちょっとおかしいな」ということもあったものですから、それでこれをお願いしているところです。しかしながらご懸念もわかりますので、今後の課題として連携推進委員会のタスクフォースの方で話し合っていければと思います。

○紀谷昌彦（外務省国際協力局 参事官）：

どうもありがとうございます。外務省の側でも全力で対応しております。私も現場で色々見ているので、補足させていただきます。南スーダンの場合、JICA 事業を行う日本企業の現

地外国人スタッフの緊急国外退避をどうするか、という問題がありました。結局日本人のみならず、エジプトやフィリピン、ベトナム人スタッフの緊急国外退避も段取りや手配をしました。彼らが真剣に働いてくれないと、家族みたいなものですから、そもそも事業が実施できないという状況とのことで、JICA と外務省で話し合っ、て、そういうことが標準になるように変えた次第です。程度の問題もあるかと思ひます。逆にそういうことができない国であれば、全体の規模を小さくするとか、色々な対応があるかと思ひますけども、日本人は安全でも、現地人は安全じゃなくていい、ということとは決してないと思ひます。そういう観点から、可能な範囲で対応が必要だと思ひます。財務省、査定する側からいうと、なぜなんだろうという疑問に思ふことは多々あるでしょうし、その点、ルーズであってはいけないと思ひます。他方で、可能な限り行かせるという姿勢は確かに大事だと思ひますし、費用対効果がないといけないという点も念頭に置いて、我々も対応していきたくと思ひます。

●市川 斉（国際協力 NGO センター 副理事長）：

本当にありがとうございました。言い方は悪いんですけども、勝敗として数えたら 9 勝 4 敗 1 分です。私ども単に要求するだけでなく、より良い事業をやっていきたくと思ひます。例えば、②番についてですが、私たちはネパールで事業実施していますが、事業前に政府に数千ドル払わなきゃいけないと規定があり、今回は交渉によっては認められました。かなり色々な意味で今回前進できたのではないかと思ひます。

●神谷麻美（ジョイセフ アドボカシー・オフィサー）：

ジョイセフの神谷と申します。2 点質問させてください。医療行為について今回外務省からお話がありましたが、本当はもっと具体的な話が聞けると思っていました。4 月 1 日からの運用をするという明言に留まったわけですけども、来週 14 日の意見交換会では具体的な条件が聞けるのかを教えてくださいたいのと、2 つ目は昨日の NGO-JICA 協議会では、JICA では医療行為に関してはどうしても必要な場合に限って、初年度は徐々に、多少ゆっくりめな解禁という印象だったんですけども、N 連でもそういうスタンスなのかどうか、以上 2 点を教えてください。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

まず 1 点目に関しましては、現在、省内の手続きを進めているところですので、3 月 14 日です、その手続きが進んだ段階で、お話できる事をお話するということになります。今日よりはお話できるのではないかなという風に思ひます。2 点目なんですけども、段階的という形では、現時点では考えておりません。試行的に行うとか、まだ決定ではないので、我々もまだ検討してる最中なので、ここまで言っているのか分からないですが、試行的に行うとか、そういったことは現在のところは、現時点では考えていないということです。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

佐藤室長ありがとうございます。

（3）邦人フリージャーナリストのイエメン入国に際した旅券返納命令

●河上雅夫（NGO 福岡ネットワーク 理事）：

連携推進委員会、NGO 福岡ネットワークの河上と申します。時間も過ぎているので、簡単に。フリージャーナリストの方が、スーダン経由でイエメン取材の為に出国しようとしていたところ、羽田空港で旅券の返納命令が出ているということで執行を受けたということがあったということです。国際機関や国際 NGO に所属する邦人には、現在も、職員の渡航は保障されるという理解で正しいかということ。そして、自己資金で活動する日本の NGO にもジャーナリストのような危険地域への渡航に際して、旅券返納命令が出される可能性があるかということで、回答をお願いしたいと思います。

○佐藤 靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

ご質問ありがとうございます。まずは最初に申し上げたいのは、政府としては、海外への渡航の自由は最大限尊重させるべきだ、という風に考えております。旅券返納命令の話に関しましては、個別具体的に事案ごとに、旅券法の関連規定の該当性について十分に慎重に検討する事となっておりますので、この人はどう、こういう場合はどうだという、ここでご質問いただいた内容なんですけども、どの国に渡航するのか、その国がどういう状況なのか、何のために行くのか、様々な状況があり、一つ一つ個別に判断していく、ということです。これで出される可能性があるのか、あるいは保証される理解でよろしいのか、ということに関しては、本当に個別にですね、判断していくということしかお答えができません。恐らくご心配なのは、最後に言われたことで、旅券法 19 条に書いてあるんですけども、返納を命ずることのできる理由の中に、「旅券の名義人の身体・財産の保護の為に、渡航を中止させる場合」というのが書いてありますので、この点で恐らくご心配なのであらうと思います。危険地の渡航に関しましては、政府資金を使って実施する場合に関してですね、今まさに、折居さんがいらっしゃいますけども、南スーダンをケースとして、今どのように進めていくかという話し合いを行っているところですし、その話し合いの中で、この件について我々から持ち出したことはございません。こういった法律があるということについては、もう事実ですので、それもあるんですけども、今のところご質問に関しては個別具体的に判断することになります、と言うしかお答えできません。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

河上さん、よろしいでしょうか。では次の協議事項に入らせていただきます。4 番 NGO 活動環境整備支援事業の各スキームの改善点ということで、安達さんの方よりご説明お願い

いたします。

(4) NGO 活動環境整備支援事業の各スキームの改善点

●安達三千代 (IVY 事務局長)

IVY の安達です。連携推進委員です。よろしくお願ひいたします。佐藤室長に 2 点ございます。1 点目は、NGO 活動環境整備支援事業は 2020 年度まで 10% の予算削減ということをお聞きしております。そのため、来年度予算は約 1000 万円くらい減る、という理解で合っておりますでしょうか。2 点目。連携推進委員の方では、NGO85 団体から N 環 4 つと NGO 事業補助金計 5 つのスキームについて、アンケートを取ってその要望をまとめ、民連室さんに上げてきました。17 年度は 30 項目、18 年度は 36 項目あり、今回初めてタスクフォースを 12 月 6 日にさせていただきました。その結果についてどの点が改正となったのか、佐藤室長にお伺ひしたいと思います。

○田原光児 (外務省国際協力局民間援助連携室 首席事務官) :

佐藤室長お願いします。

○佐藤靖 (外務省国際協力局民間援助連携室 室長) :

ありがとうございます。まず予算に関しましては、まさに国会でやっておりますので、お話しできる段階ではないので、ご理解いただければと思います。ただ我々としましては皆様との話し合いの中で、N 環が非常に重要だという点は言われていますので、その点は十分に考慮して頑張っていくつもりです。

変更点なんですけれども、まず NGO 海外スタディ・プログラム。これは海外のみではなくて、国内での研修もできないのか、という希望もいただきましたので、31 年度の予算成立を前提として、国内での研修も対象とすることにしたいと思います。それが一つの大きな変更点です。それからその他ではですね、NGO 側からの提案を踏まえて N 環の企画競争における公示資料を整理したりしました。具体的には、NGO 相談員仕様書に記載している「他各セクターとの連携」は委託業務内容とするのではなくて、相談業務・出張サービス・広報などのオンライン業務を遂行の上、必要に応じて計られるべき留意事項として NGO 相談員の目的をより明確化いたしました。

NGO インターン・プログラムにおきましては、2 年目継続条件にかかる文言の部分で、「育成したインターンを正職員として受けることを前提に行なっている」部分を、ご提案があった通り「有給専従職員」に変更いたしました。N 環の事業、それから NGO 補助金の改善につきましては、また今後ともタスクフォースの場で、議論を続けていきたいと思ひます。

すいません、医療行為の関係で先ほど一点述べたのを忘れまして、この補助金なんですけれども、補助金に関しましては医療行為については、特段の「対象外とする」とかそういった

ことはなかったんですけども、今度医療行為を、再度支援対象とする方向の中です、やはり医療過誤があってはいけないと思いますので、補助金でもし医療行為を行うようなものがあればですね、同じような形で準用していきたいと思います。以上です。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

佐藤室長どうもありがとうございます。この件に関しまして、NGO 側からご質問ありますでしょうか。

●西山美希（シェア＝国際保健協力市民の会）：

NGO スタディ・プログラムについては、一つお伺いしたいと思います。以前こちらの会議の場で、ぜひ国内の研修も入れていただきたいという話を私からさせていただきましたので、これが具体的に変更になって嬉しく思います。2019 年度の募集要項を見たところ、国内の方が実務・研修型、研修受講型の二つのものが対象となっているんですけども、海外では認められている受講料や受け入れ先への経費が支払いはありません、となっております。こちらについて、理由とぜひ国内、私がおのれとく事例として挙げさせていただいたのは、愛知県のアジア保健研修所です、そういったところにはどうしても参加費というものがかかって参ります。具体的に研修受講型にはそういった受講料など必要になってくるので、ぜひそのあたりも今後ご検討いただければと思っております。以上です。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

ご意見ありがとうございます。あのちょっとかなり詳細にわたるご質問、ご意見なので、またちょっと別途ですね民連室の担当とも話させていただければと思います。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

ありがとうございます。その他ご意見・ご質問ありますでしょうか。NGO 側からよろしいですか。佐藤室長どうもありがとうございます。それではですね、5 番目の協議事項の方に入りたいと思います。

「NGO と ODA の連携に関する中期計画」これまでの成果とその検証に関しまして、今西さんの方からご説明よろしく願いいたします。

（5）「NGO と ODA の連携に関する中期計画」これまでの成果とその検証

●今西浩明（国際協力 NGO センター 連携推進委員）：

JANIC からの連携推進委員、今西でございます。NGO と ODA の連携に関しては毎回、議題としております。前回、第 2 回連携推進委員会において、まあちょうど 4 年目ですので、その目標、そしてそのあと 5 年間の最終目標とそれの達成に向けて、どのように検証していくか

というところを少し提案させていただいたところ、佐藤室長の方からも実際に今回の5カ年中期計画の中で、どのような成果・進捗があったかということを検証していき、また何がよかったかを検討していくべきという提案が出ました。それを踏まえまして、今回は実際に検証・検討をどのようにしていくかということについて、一つの案ですけれども、お手元の資料の通りに提案させていただきました。具体的にはですね、この1番のところにある当面のゴールというところなんですけれども、中期計画の期間は、毎回6月ないし7月が、この定期協議の全体会議がございますので、それを起点にして1年を数えておりまして。今は、ちょうど4年目の4分3ぐらい終わったところだと思います。それで、今年の7月から最終年が始まるんですけれども、この連携推進委員会の第一回目、だいたい例年7月になりますんで、この時に前年1年間の年次報告や進捗報告を出しておりますので、通常ですと、第一回の連携推進委員会に今の4年次の報告書を出すということになります。それとともにですね、4年次までにはなりませんけれども、その成果と教訓をまとめたものを同時に提出するというのを一つのゴールとして設定したい、というのが案でございます。実際にどのように報告書をまとめていくのか、ということなんですけれども、タスクフォースの中で外務省・NGO側だけでなく、JICAに関わるところもございますので、この3者でしっかり詰めていこうという案です。それで、連携中期計画は全部で10項目あります。これは実は作る際にも1年以上一つ一つの項目に1,2回ずつ外務省さんと当時のこの中期計画を作るNGO側のタスクフォースで積み上げていったものなんですけれども、そののちょっとコンパクトにしたもので、3つないし4つくらいを一つの塊として検討し、それに応じてタスクフォースを2,3回開催しながらその提言の内容をしっかりと確認し取りまとめいくということはどうなのか、ということ提案したいと思います。考え方として、我々当事者でやるのではなく、第三者に依頼するというのも案としてもあるかもしれません。その場合、費用をどうするかという問題がありますので、可能性は排除しないんですけれども、そこはちょっと検討する必要があるかなと思っています。私なりの具体的な取りまとめ方法としては、3のところを書かせていただきました成果と教訓の取りまとめの報告書として、まず項目、分担、これ実際に手を動かして書かなければいけませんので、先ほどの3者での相談の中でこのあたりを決めさせていただきたい。それから、3の「2」にところに書いてあるんですけれども、これは以前からNGO側でこの項目あるいは、その項目の中にある小さな目標があるんですけれども、項目ごとに開始時、つまりベースライン、そして終了時の目標の確認もするというのも提案しているんですけれども、この成果と教訓を取りまとめする際には、少し共通認識を持つ確認もさせていただけたらな、と思います。それから先ほど言った10項目ごとに担当者を決めて、取りまとめを行なって行って、最後ですね、先ほど言った3ないし、4項目ごとにまとめて、タスクフォースで取りまとめたものの確認を行うというようなプロセスでできればという風に考えています。具体的な日程なんですけれども、ゴールが7月の第一回連携推進委員会であることを考えますと、結構タイトになるかもしれませんが、まずは4月上旬に3-1にあった分担を決め、3回のタスクフォースを行うと考えた場合には、4月下旬、5月の連休明け中旬、6月上旬の3回

に分けて担当者、執筆取りまとめ、それをタスクフォースで確認していくと。それを経て最終的にまとめたドラフトを6月下旬までにまとめて、最後ドラフトを確認して、7月上旬の第一回連携推進委員会で報告し、議論を行う、というような日程で行うことが必要でないかなと考えております。最後に参考資料なんですが、どのようなものを見ながらまとめるということですけども、これまでの進捗報告書を毎年出しておりますので、3年分、これから4年目をまとめますので、ドラフトになるかもしれませんが、進捗報告書、それから先ほど言いました NGO 側で作成しているエクセルのモニタリング表。それ以外に、色々と参考にするべきものがあるかもしれませんが、それは適宜参考にしながら、まとめていくのがいいのではないかなということです。非常に時間がないので、タイトですけども、私も連携中期計画取りまとめたメンバーの一人であったので、これがしっかりとどのような形で行われており、どのような結果が出て、何が成し遂げられ、何が成し遂げられなかったのか、そこから学ぶことは何かということを検証していきたいと思っておりますし、それがその次の連携計画につなげていければと思っております。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

ありがとうございました。非常に日程的にも意欲的なご提案をいただきまして、ありがとうございます。基本的に素晴らしいペーパーを出していただいたのではないかな、と思います。デッドラインとかですね、それから細かなやり方についてはですね、具体的に着手しながら考えていくというようなこともあっていいのではないかな、と思いました。第三者評価に関しましては、まずは当事者の我々で評価することとしっかりやることが先だろうという風に思います。私もこの可能性を全く否定する訳ではないですが、まずは自分たちでどうだったんだろう、何ができて、何ができなかったんだろうということを考え、評価することが大事だろうと思います。でも非常に意欲的な提案ありがとうございました。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

NGO 側からご提案があればよろしくお願ひいたします。佐藤室長ありがとうございました。では、6番目の協議事項に入りたいと思います。「日本の国際協力 NGO 強化優先 10 項目」のフォローアップに関しまして、井川さんの方よりお願ひいたします。

（6）「日本の国際協力 NGO 強化優先 10 項目」のフォローアップ

●井川定一（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

名古屋 NGO センターの井川です。お手元の資料の「日本の国際協力 NGO 強化優先 10 項目のフォローアップ」をご確認いただければと思います。連携推進委員会からは昨年9月、10月に全国86団体に意見集約に基づいて日本の国際協力 NGO 強化優先 10 項目というものを作成しました。10月30日の臨時全体会合、11月21日の第二回連携推進委員会でそちらを発表さ

せていただきました。それに基づいて、NGO 側では 2019 年 1 月、2 月に仙台・東京・名古屋・大阪・福岡、各地において、その地域の NGO との意見交換を行いました。これに関しましては、また別途報告をまとめまして皆さまにご共有をさせていただきます。本 10 項目に関して外務省側で、もしくは JICA さんで何か進展等があればお伺いしたいというのが本提案の趣旨になります。本日時間も限られますので、10 項目の中で下線を引いているところについて、ご確認をさせていただければと思います。以上です。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

一般管理費に関しましては先ほど申し上げた通りです。NGO 活動予算の抜本的拡充と中小 NGO スキームの新設ということですが、これに関しましてご提案をいただきまして、今後また考えていきたいとは思いますが、スキームを作るということは、その後もずっと運用されることを考えて、ということですので、よくよく考えてやらなければいけない話だと思います。本当にそれを作っていいのだろうか、そしてそれを対象とする事業はどういうものなのか、対象とする NGO の団体の人たちはどういう人たちなんだろうかということ、本当によくよく考えていかないといけないと思います。これは本当にご提案をいただきまして、その必要性を皆様が感じておられることは私としては理解いたしましたので、また今後連携推進委員会のコーディネーターを中心に話し合っていければな、という風に思います。次が、ジャパン・エイド・マッチ。このマッチングに関しまして、すいません同じような答えになってしまうんですけど、制度を新しく作るという話になりますので、一回どういう事業で、何と何をマッチングするのか、民間企業は関わってくるのかこないのか、様々な要素がありますので、これも今後タスクフォース等々で話し合っていければと思っております。それから JICA さんのことに関しましては、これは昨日も NGO・JICA の協議会がありましたけれども、これは JICA の協議会の方で、扱っていただければと思います。そして JICA のボランティアに関しても、これについて話し合いが行われたという認識でおります。

私の方からいくつかお話ししたいと思います。強化優先 10 項目の中でですね、6 番の開発・人道ニーズがある地域への渡航制限の緩和に関しましては、先ほども少しお話しができましたけれども、昨年 7 月にジャパン・プラットフォームの事業で活動する NGO3 団体が南スーダンの首都ジュバに訪問して安全確認調査を実施しております。同調査も踏まえてですね、本年に入つてすでに 2 団体がジュバに渡航している、ということをご報告させていただきたいと思っております。優先項目の 8 ですが、ODA と NGO 一体の国際協力広報強化に関しましては、外務省も NGO を重視しているところでして、外務省側の取り組みとしてはですね、我々の提案により昨年のグローバル・フェスタにおいて、「NGO で仕事をする」ということについて、そういうテーマで NGO と外務省がステージに立って一体となって NGO で働く魅力を発信いたしました。安達さんにはモデレーターになっていただきありがとうございました。またこうした広報に関してですね、NGO 側からも「こんなことをしないか」といったご提案をいただきたいと思っております。簡単ですけど、以上です。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

佐藤室長ありがとうございます。JICA さんの項目に関して、昨日お話しをされたということで、せっかく諸永さんがいらっしゃってますので、一つお願いできませんでしょうか。

○諸永浩之（JICA 国内事業部市民参加推進課 課長）：

本邦 NGO 事務所へのボランティアの派遣ということですが、このテーマにつきましては、NGO・JICA 協議会の中で年間テーマとして、今年度 JICA ボランティアと NGO の連携推進をいかにしていくか、ということを経験してきました。その中で、本邦 NGO 事務所へのボランティア派遣ということについても検討させていただいたところでもあります。NGO 側の中でヒアリングもしていただき、それも踏まえて協議してきたところなんですけども、その結論としましては、現行の制度の中で引き続きボランティアの派遣を進めていきたいという風に考えており、それは昨日の中でも説明をさせていただいたところにもなります。要望としていただいていたのは、選考について NGO の方にも入っていただくですとか、現地での指揮命令系統を NGO の方に持っていただく、というようなことと理解しているんですけども、協力隊事業、非常に多くの数をしている中で、NGO 方と連携する部分だけ制度を変えるということは難しく、全体としては今のままの中で、ボランティアを現地に派遣されたいという場合にはご相談いただきながら、一つの手段としてご活用いただければという風に思っているところです。あともう一つのテーマの JICA の中小企業、SDGs ビジネス支援事業における NGO の限られた参加ということですが、こちら私の理解が間違っていればですけども、この 10 項目の中では、NGO の中でもう少し議論をされて、まとまった提案を出していただくようになっていたと思います。私たちとしても、ご意見・お考えを聞かせていただきながら考えていきたいと思っています。ちなみに、中小企業への支援というのは JICA は 2012 年から始めておりまして、中小企業 SDGs ビジネス支援事業の中小企業支援というのは、提案自体は中小企業などが行うものということになってはいますが、そこをサポートする形で必要な場合には外部人材として NGO であるとかもしくは大学、またはコンサルタントが加わる形になってまして、今までの実績としても NGO の方が入って、スキームを動かされたというところが、実績としてはあるところでもあります。以上、すごい簡単ですけども、報告とさせていただきます。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

諸永さん、どうもありがとうございます。では本件に関しまして、では堀江さん。

●堀江良彰（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会 連携推進委員）：

この 10 項目と直接関係するかどうか、あれですけども、今年の 2 月 27 日の朝日新聞に「ODA 事業に NGO 参入を」という記事が出たんですけども、ここで今日冒頭にもありました ODA に関する有識者懇談会の提言についても少し触れられておりまして、ここに「外務省は提言を

受け、19年度にも政府の提案する事業について NGO の参加を募る仕組みを新たに始めることを検討している」という文言がありまして、その仕組みというのはどんなものを作ろうとしているのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

ちょっと国際協力局全体に渡る話ですので、全てを私が把握しているかどうかは不安なんですけども、例えばですね、すでに調達に関する窓口を広げて NGO 方々にも入れるようにした、というのも、もう既に今年度のうちに起きています。そういったことを今後検討していくということだと思います。すいません。具体的な項目についてはここで答えできず、中途半端な回答になって申し訳ないですけれども。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

NGO 側よろしいですか。

●井川定一（名古屋 NGO センター 政策提言委員）：

もう一つ、マッチングに関しても、省内で何か協議をされているのか、白紙状態なのか、おっしゃれる範囲でお願いします。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

すみません。本日はちょっとお応えできません。ご理解いただければと思います。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

ありがとうございます。時間も残すところ5分を切りましたけれども、よろしいでしょうか。では、協議事項の方を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○田原光児（外務省国際協力局民間援助連携室 首席事務官）：

では、佐藤室長より閉会挨拶をお願いします。

4. 閉会挨拶

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

ありがとうございます。民間援助連携室長というポストについて1年、JICAの会議でも話させていただいたんですけれども、1年と3カ月か4ヶ月くらい経ちました。私も日本の NGO の方々とお仕事させていただくのは今までなかったので、非常にたくさんのお話を学ばせていただいております。特に今年度後半からは、一般管理費の話、これは実は3月ごろからやっているんですけれども、それから有識者会合、それから最近はC20というものに関わらせて

いただいております、結構盛りだくさんの日々を過ごしております。そういう中でですね、連携推進委員会のコーディネーターの方々が本当に我々と一緒に働いてくれてですね、今日で今年度の連携推進委員会は最後になりますけども、一年間本当にご協力いただき、ありがとうございました。それからまた一般管理費の話等々でですね、様々な NGO の方々にも「すみません。急ぎの作業です」と言って色々な事をお願いしましたが、皆さん「えー」という声を上げずにですね、本当に協力的にしてくださいまして、この場をお借りして感謝申し上げますと思います。また来年度におきましても、連携推進委員会を進めていく上で、皆様にもご協力いただくことになると思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。一点、外務省からのアナウンスなんですけども、外務省に経済協力専門員という制度があります。民間援助連携室にも一人います。普通にですね、日本 NGO 連携無償資金協力を扱っています。現在、外務省では民間企業の経験や学識経験など、多様なバックグラウンドを持つ方々が、今申し上げた仕事をしております。ご存知の方も多いたは思いますけども、国際協力局に経済協力専門員という、私が今申し上げた制度があります。経済協力専門員は非常勤の国家公務員で一定の範囲で兼業が認められている。例えば NGO に籍を置きながら外務省の仕事と両立をするということが可能な制度です。NGO と外務省間での人材交流は、NGO と ODA の連携に関する中期計画でも取り上げられています。相互理解を深める意味でも検討に値する制度と認識しております。各 NGO の開発分野での経験や知見を豊かな人材を NGO が外務省連携の一環として迎えることができれば、非常に喜ばしいと思います。各団体に置かれましては、自団体の人材育成の観点からも、ご検討いただければと思います。これは必ずしも、民間援助連携室でという訳ではないんですけども、国際協力局のどこかに配属されるということですね。外務省ホームページに随時、いくつかのポストを公募しておりますので、ぜひともご覧いただければと思います。応募資格や勤務形態は応募ポストによって様々ですので、関心があるポストがあれば募集している部署に直接ご連絡をいただければと思います。すみません。最後に宣伝になりました。皆さん 1 年間ありがとうございました。

●熱田典子（関西 NGO 協議会 副代表理事）：

佐藤室長、ご挨拶どうもありがとうございました。時間ちょうどになりました。本日は第三回連携推進委員会を終了させていただきたいと思います。駆け足の進行となってしまいました。申し訳ありませんでした。ご協力ありがとうございました。

（了）